

農産加工品高付加価値化推進業務委託契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、農産加工品高付加価値化推進業務について、次のとおり契約する。

（委託内容）

第1条 甲は、別紙「農産加工品高付加価値化推進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和2年 月 日から令和3年3月26日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務に対する委託料は、金 円（うち、消費税及び地方消費税 円。）とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、本業務において乙により作成される著作物に係る著作権を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、乙が甲に著作物を提出することをもって行われたものとする。

（再委託の制限）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ申請（様式1号）し、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、この契約による業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（調査等）

第9条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を与えることができるものとする。

（業務完了報告書の提出及び検査）

第10条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した業務完了報告書（様式2号）を委託業務が終了した日から起算して1箇月を経過した日又は令和3年3月31日

- のいずれか早い期日までに甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する業務完了報告書の提出を受けたときは、当該業務実施内容が仕様書に適合するか検査を行うものとし、必要に応じて、その他関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うものとする。
 - 3 甲は、業務実施内容が仕様書に適合していないと認めるときは、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の額の確定)

- 第11条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務実施内容が仕様書に適合すると認めたときは、委託業務の実施に要した経費の実支出額と第3条に規定する委託料の額を比較していずれか低い方の額を委託料の額として確定し、乙に通知するものとする。

(委託料の支払い)

- 第12条 乙は、前条の規定による額の確定通知書の受領後、甲に対して委託料の支払いを請求できるものとし、甲は、乙からの適法な請求書(様式3号)を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 2 甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の例による。

(概算払い)

- 第13条 前条第1項の規定にかかわらず、委託業務を行うため甲が必要があると認めるときは、乙は第3条に規定する委託料の上限額のうち必要と認められる額について、概算払いを請求できるものとし、甲は乙から概算払いに係る適法な請求書(様式4号)を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 2 乙は、第11条の通知による委託料の支払額と既に概算払いを受けている額を比較して、甲に対し、不足する額を請求し、又は超える額(以下「精算残金」という。)を返納するものとする。
 - 3 甲は前項の適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとし、甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合については、前条2項の例により遅延利息を支払う。
 - 4 乙は第2項の精算残金の返納については、甲の指定する日(以下「返納期限」という。)までに甲に返納しなければならない。
 - 5 乙が、その責めに帰すべき事由によって、返納期限までに精算残金を支払わない場合は、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が百円未満であるときは、この限りでない。

(契約解除による委託料の返納)

- 第14条 乙は、第16条の規定により、契約期間満了前に本契約を解除された場合において、概算払いにより支払いを受けた委託料のうち契約期間の残余の期間に充当されるべき額(以下「返納額」という。)を甲に返納しなければならない。この場合において返納すべき額は日割り計算によるものとする。
- 2 乙は、返納額を契約解除の日から30日以内に甲の指定する日(以下「返納期限」という。)までに甲に返納しなければならない。
 - 3 乙が、その責めに帰すべき事由によって、返納期限までに返納額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を延滞違約金

として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が百円未満であるときは、この限りでない。

(履行遅延違約金)

第15条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少なくと認められるものにあつては未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の金額が百円未満であるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行にあたり、不当な行為があると認められるとき。
- (3) 第18条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(危険負担)

第17条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

第18条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を申し出ることができる。

2 甲は、前項の申出を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害

を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の申出を承認するものとする。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(変更契約)

第21条 甲は、この契約締結後の事情の変更により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は委託業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(書類の整備保管)

第22条 乙は、委託業務に要した経費について、帳簿を備え、収入額及び支出額を記載し、その内容を証する証拠書類とともに、その出納を常に明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及び証拠書類を委託業務の完了した日の属する年度の翌年度から5年間整備保存しておかなければならない。

(契約に定めのない事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙